

## 2 地方公共団体における東日本大震災を踏まえた災害応急対策への取組状況

### (1) 情報の収集・連絡体制及び活動体制

#### ア 情報の収集・連絡体制

調査の結果	説明図表番号
<p>(東日本大震災の教訓)</p> <p>防災基本計画（平成20年2月修正。以下「防災基本計画（平成20年2月）」という。）において、市町村は、人的被害等の状況及び火災等の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡することとされており、また、都道府県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡すること等とされていた。</p> <p>防災対策推進検討会議資料では、東日本大震災時の災害情報の収集・連絡の教訓として、i) 被災市町村において通信の途絶のみならず首長や職員の被災、庁舎の被災により被害把握や被害状況の報告・発信などが行えない状況が多く発生したこと、ii) 政府は現場の実情がきちんと把握できない状況下で、当初は一部の市町村の機能が失われていることすら把握できなかったことから、国及び地方公共団体は災害発生時、情報・資料の収集、分析、集約、活用のための組織体制、連携体制の整備を進めることが必要であり、特に、積極的に情報を取りに行く体制の整備が重要であるとされている。</p> <p>宮城県の東日本大震災時の対応の検証においても、教訓として、被災市町へ派遣される連絡要員に対して、どのような情報を収集すべきかなどの指示が明示されていない事例もあったことから、同県は、その対策として、市町村へ派遣される連絡要員に対して、被災市町村での情報収集に当たっては、共通した報告様式の提示や情報収集活動における重点事項などを時期ごとに周知することとしている。</p> <p>防災対策推進検討会議最終報告では、市町村が被災状況の報告ができなくなった場合、都道府県は、どこの所属の職員が被災市町村に赴き、どのような内容の情報をどのような手段で収集し、いかに都道府県に伝達するかなどの確実な情報収集要領を、事前に具体的に定めるべきであるとされている。</p> <p>また、防災基本計画（平成20年2月）において、国及び地方公共団体は、機動的な情報収集活動のため多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進することとされていたほか、衛星通信、防災行政無線等の通信手段の整備等により、多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めることとされていた。さらに、非常通信の取扱い及び機器の操作の習熟等のための通信訓練や、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制等の実践的通信訓練を実施することに留意することとされていた。</p> <p>宮城県の東日本大震災時の対応の検証においても、教訓として、衛星携帯電話が配備されていたものの事前に訓練で利用したことがなかったことから受信状況の良い場所を発見するまでに時間を要した、被災市町への防災行政無線の電話が繋がらない場合に、回線を地上系から衛星系に切り替えればつながった可能性があったことなどの状況がみられ、衛星携帯電話や防災行政無線（衛星系）の使用に当たり、訓練が不足していたと</p>	<p>図表2-(1)-ア-①</p> <p>図表2-(1)-ア-②</p> <p>図表2-(1)-ア-③</p> <p>図表2-(1)-ア-①（再掲）</p> <p>図表2-(1)-ア-②（再掲）</p>

<p>している。</p> <p><b>(東日本大震災を踏まえた国の取組)</b></p> <p>平成 24 年 6 月の災害対策基本法の改正において、都道府県は、市町村の区域内に災害が発生し、当該市町村が被災状況等の報告を行うことができなくなったときは、情報の収集に特に意を用いなければならない旨の規定が追加された。当該改正について、内閣府及び消防庁は、「災害対策基本法の一部を改正する法律の運用について」を发出し、当該規定は、「東日本大震災において、市町村の庁舎等が被災し、災害発生当初、市町村の行政機能が著しく低下し、被災状況の把握や災害対策基本法第 53 条第 1 項に定める報告ができない事態が生じたことを踏まえ、市町村の防災に関する事務等を助け、補完する立場にある都道府県が情報の収集に意を用いることを規定したもの」であり、また、「特に意を用いる」とは、このような都道府県の立場で災害に関する情報を可能な限り集めるよう工夫を凝らすことに留意することであり、具体的には市町村からの報告を待つことなく都道府県自らが主体的に情報を収集するために被災地に職員を派遣したり、ヘリコプター等の機材や各種通信手段を効果的に活用したりするなど、あらゆる手段を尽くして情報収集を行うことをいう」としている。</p> <p>また、平成 24 年 6 月の災害対策基本法の改正を踏まえた同年 9 月の防災基本計画の修正において、都道府県は、被災市町村から都道府県への被災状況の報告ができない場合を想定し、都道府県職員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領をあらかじめ策定するよう努めることが追加された。</p> <p>さらに、平成 24 年 11 月には、消防庁防災業務計画が修正され、この中で、地域防災計画の作成の基準として、都道府県は、被災市町村が被災状況の報告ができない場合を想定し、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めることとされた。</p> <p>なお、平成 23 年 12 月の防災基本計画の修正において、多様な災害関連情報等の収集に係る通信手段として、新たに衛星携帯電話が追加された。</p> <p>今回、平成 25 年 3 月末現在の地方公共団体における情報収集要領の策定状況、情報の収集・連絡に係る通信機材等の整備状況及び通信訓練の実施状況を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p><b>(7) 情報収集要領の策定状況</b></p> <p>調査した 44 都道府県（被災した岩手県、宮城県及び福島県を除く。以下同じ。）のうち情報収集要領を策定しているものは 16 都道府県（36.4%）となっている。</p> <p>実地調査した 29 都道府県における情報収集要領の策定状況をみると、i) 策定しているものが 9 都道府県（31.0%）、ii) 策定中のものが 3 都道府県（10.3%）、iii) 未策定のもものが 17 都道府県（58.6%）となっている。</p> <p>未策定の 17 都道府県では、その理由について、i) 今後予定している地域防災計画の修正等に併せて検討することとしているため、ii) 災害により市町村が機能を喪</p>	<p>図表 2-(1)-ア-①（再掲）</p> <p>図表 2-(1)-ア-④</p> <p>図表 2-(1)-ア-①（再掲）</p> <p>図表 2-(1)-ア-⑤</p> <p>図表 2-(1)-ア-⑥</p>
--	---

<p>失する事態を想定していなかったためなどとしている。</p> <p>また、情報収集要領を未策定の 17 都道府県の一部からは、国に対し、i) 情報収集要領の策定に当たっては、いかに効率的に業務を進めていくかが重要であるが、ノウハウ等がなく、情報収集要領のマニュアルやひな型等を示してほしい、ii) 国や地方公共団体、関係機関等が同じ情報を共有することが重要であり、そのためにも統一した様式や基準を示してほしいなどの意見・要望が聴かれた。</p> <p>さらに、情報収集要領を策定している 9 都道府県の一部からも、既に策定した情報収集要領の実効性を検証するため、国としての基本的な考え方やひな型を提供してほしいとの意見・要望が聴かれた。</p> <p>一方、情報収集要領を策定している 9 都道府県の情報収集要領は、いずれも平成 24 年 9 月の防災基本計画の修正以前に策定されたものであり、また、その内容をみると、被災した市町村の中核機能が維持されていることを前提として、当該市町村が収集した情報のうち都道府県への報告がされていないものについて、都道府県が当該情報入手するために職員を派遣するという趣旨となっているものがある。</p> <p>以上の状況について、消防庁では、情報収集要領の内容については、都道府県が地方機関の配置状況や情報連絡体制の整備状況等、それぞれの実情に応じて決定すべきものであるとしている。また、消防庁では、全都道府県に確認した結果、平成 26 年度中には、全ての都道府県において情報収集要領が策定される見込みとしている。情報収集要領の内容については、平成 25 年 3 月末現在、都道府県によりばらつきがみられるものの、今後、各都道府県において策定され、その情報の共有が進むことにより、水準の向上が期待される。</p>	<p>図表 2-(1)-ア-⑦</p> <p>図表 2-(1)-ア-⑧</p>
<p><b>(4) 情報収集・連絡に係る通信機材等の整備状況</b></p> <p>① 実地調査した 29 都道府県及び 168 市町における情報収集・連絡に係る通信機材等の整備状況をみると、i) 防災行政無線を整備しているものが 29 都道府県(100%) 及び 157 市町 (93.5%)、ii) 災害時優先電話を整備しているものが 29 都道府県 (100%) 及び 155 市町 (92.3%)、iii) 衛星携帯電話を整備しているものが 26 都道府県 (89.7%) 及び 119 市町 (70.8%) となっている。なお、衛星携帯電話を整備していない 3 都道府県のうち 2 都道府県では、高コストかつ悪天候に弱い衛星携帯電話よりも無線機の増強を優先することとしており、残る 1 都道府県では、必要に応じ総務省の地方支分部局である総合通信局から衛星携帯電話の貸与を受ける体制を整備しているなどの対策を講じているとしている。</p> <p>また、衛星携帯電話を整備している 26 都道府県の中には、大規模災害の発災時に通信が途絶した被災地方公共団体や避難所等に衛星携帯電話の貸出し等を行うことを想定し、携帯電話事業者等との協定締結により衛星携帯電話の貸与等を受けることとしている例がみられた。</p> <p>② 実地調査した 29 都道府県及び 168 市町における機動的な情報収集のための機材の整備状況をみると、i) ヘリコプターテレビシステムを整備しているものが 26 都道府県 (89.7%) 及び 12 市町 (7.1%)、ii) 高所監視カメラ等固定カメラを整</p>	<p>図表 2-(1)-ア-⑨</p> <p>図表 2-(1)-ア-⑩</p> <p>図表 2-(1)-ア-⑨ (再掲)</p>

<p>備しているものが21都道府県(72.4%)及び73市町(43.5%)となっている。なお、これらの地方公共団体の中には、ヘリコプターテレビシステム等の整備に多大な費用を要することから、他の機関からヘリコプターテレビシステムによる映像情報の提供を受けることとしている例がみられた。</p>	<p>図表2-(1)-ア-⑪</p>
<p><b>(ウ) 通信訓練の実施状況</b></p> <p>① 実地調査した29都道府県及び168市町における非常通信の取扱い及び機器の操作の習熟等のための通信訓練の実施状況をみると、訓練を実施している地方公共団体は平成22年度に25都道府県(86.2%)及び99市町(58.9%)であったものが、24年度は28都道府県(96.6%)及び122市町(72.6%)となっている。</p> <p>② 実地調査した29都道府県及び168市町における通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制等の実践的通信訓練の実施状況をみると、訓練を実施している地方公共団体は平成22年度に22都道府県(75.9%)及び60市町(35.7%)であったものが、24年度は25都道府県(86.2%)及び78市町(46.4%)となっている。</p> <p>③ 実地調査した29都道府県及び168市町における情報通信・連絡に係る通信訓練・図上訓練の実施状況をみると、訓練を実施している地方公共団体は平成22年度に22都道府県(75.9%)及び98市町(58.3%)であったものが、24年度は26都道府県(89.7%)及び123市町(73.2%)となっている。</p>	<p>図表2-(1)-ア-⑫</p>

図表 2 - (1) - ア - ① 防災基本計画等における情報収集・連絡体制に関する規定

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
<p>災害対策基本法</p>	<p>(平成 25 年 6 月新設)</p> <p>○ 災害対策本部は、<u>地方防災会議と緊密な連絡のもとに、当該都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を実施するものとする。</u> (第 23 条第 4 項)</p> <p>(平成 24 年 6 月新設)</p> <p>(平成 24 年 6 月新設)</p> <p>(平成 25 年 6 月新設)</p>	<p>○ 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。</p> <p>四 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであつても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。 (第 2 条の 2)</p> <p>○ <u>都道府県災害対策本部は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。</u> 一 <u>当該都道府県の地域に係る災害に関する情報を収集すること。</u> (第 23 条第 4 項) (平成 24 年 6 月改正)</p> <p>○ 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。 一 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。 (第 23 条の 2 第 4 項)</p> <p>○ 市町村の区域内に災害が発生した場合において、当該災害の発生により当該市町村が第一項の規定による報告を行うことができなくなつたときは、都道府県は、当該災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。 (第 53 条第 6 項)</p> <p>○ 都道府県の区域内に災害が発生した場合において、当該災害の発生により当該都道府県が第二項の規定による報告を行うことができなくなつたときは、指定行政機関の長は、その所掌事務に係る災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。</p>

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
防災基本計画	<p data-bbox="316 280 534 313"><b>第1章 災害予防</b></p> <p data-bbox="316 318 858 392"><b>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</b></p> <p data-bbox="316 396 641 430"><b>1 情報の収集・連絡関係</b></p> <p data-bbox="347 474 766 508"><b>(1) 情報の収集・連絡体制の整備</b></p> <p data-bbox="316 515 858 828">○ 地震による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、<u>国、公共機関及び地方公共団体は、市町村、都道府県、国その他防災機関との連絡が、相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルート</u>の多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるものとする。</p> <p data-bbox="316 1115 858 1384">○ 国及び地方公共団体は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、巡視船、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、<u>監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。</u></p> <p data-bbox="316 1518 858 1709">○ <u>迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、国、地方公共団体は体制の整備を推進するものとする。</u></p> <p data-bbox="316 1753 858 1989">○ 国及び地方公共団体は、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段を整備する等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。(後略)</p>	<p data-bbox="925 235 1125 268">(第53条第7項)</p> <p data-bbox="885 280 1104 313"><b>第1章 災害予防</b></p> <p data-bbox="885 318 1428 392"><b>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</b></p> <p data-bbox="885 396 1428 470"><b>2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</b></p> <p data-bbox="917 474 1332 508"><b>(1) 情報の収集・連絡体制の整備</b></p> <p data-bbox="885 515 1428 1070">○ <u>国、公共機関及び地方公共団体は、地震による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、市町村、都道府県、国その他防災機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート</u>の多重化及び<u>情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努めるものとする。</u>特に、被災市町村から都道府県への被災状況の報告ができない場合を想定し、<u>都道府県職員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を、あらかじめ作成するよう努めるものとする。</u>(平成24年9月修正)</p> <p data-bbox="885 1115 1428 1462">○ 国及び地方公共団体は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、巡視船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、<u>ヘリコプター衛星通信システム(ヘリサット)、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。</u> (平成24年9月修正)</p> <p data-bbox="885 1518 1428 1664">○ <u>国及び地方公共団体は、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。</u>(平成24年9月修正)</p> <p data-bbox="885 1753 1428 2022">○ 国及び地方公共団体は、<u>衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。</u>(後略) (平成23年12月及び24年9月修正)</p>

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
	<p><b>(3) 通信手段の確保</b></p> <p>○ 国、地方公共団体等<sup>①</sup>の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとし、その運用・管理及び整備等に当たっては、次の点を十分考慮すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。</u></li> <li>・ <u>通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施すること。</u></li> </ul> <p><b>第2章 災害応急対策</b>  <b>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</b>  <b>1 災害情報の収集・連絡</b>  <b>(3) 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡</b></p> <p>○ 市町村は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡するものとする。ただし、通信の途絶等により都道府県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡するものとする。</p> <p>○ 都道府県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する</p>	<p><b>(3) 通信手段の確保</b></p> <p>○ 国、地方公共団体等は、災害時の情報収集手段について、平常時よりその確保に努め、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点について十分考慮するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向けて、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。</u>（平成24年9月修正）</li> </ul> <p>（同左）</p> <p><b>第2章 災害応急対策</b>  <b>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立</b>  <b>1 災害情報の収集・連絡</b>  <b>(3) 地震発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡</b></p> <p>○ 市町村は、人的被害の状況（<u>行方不明者の数を含む。</u>）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡するものとする。通信の途絶等により都道府県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡するものとする。<u>特に、行方不明者の数については、<u>捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、都道府県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。</u>また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡するものとする。</u></p> <p>（平成23年12月及び24年9月修正）</p> <p>○ 都道府県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する</p>

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
	<p>る概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。また、都道府県警察は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。</p> <p>(4) 一般被害情報等の収集・連絡</p> <p>○ 地方公共団体は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。消防庁はこれを官邸〔内閣官房〕及び内閣府に連絡し、非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡する。</p>	<p>る概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。都道府県警察は、被害に関する情報を把握し、当該情報を警察庁に連絡する。</p> <p>(平成23年12月及び24年9月修正)</p> <p>(4) 一般被害情報等の収集・連絡</p> <p>○ 地方公共団体は、被害の情報を収集し、必要に応じ消防庁及び関係省庁に当該情報を連絡する。消防庁及び関係省庁は、官邸〔内閣官房〕及び内閣府に当該情報を連絡し、非常本部等の設置後は当該情報を非常本部等に連絡する。</p> <p>○ 都道府県は、区域内の市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努めるものとする。</p> <p>(平成23年12月及び24年9月修正)</p>
内閣府防災業務計画	<p>第2編 震災対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>5 防災訓練の実施</p> <p>○ 政策統括官（防災担当）は、地方公共団体等が実施する広域的な防災訓練において、国と地方が連携し実施する必要がある情報収集・伝達訓練等について、可能な範囲で訓練に協力する。</p>	<p>第2編 災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第2節 災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>7 防災訓練、人材育成の推進</p> <p>(同左)</p>
消防庁防災業務計画	<p>第2編 防災に関しとるべき措置（基本対策編）</p> <p>第5章 災害応急対策</p> <p>第2節 災害情報等の収集・伝達</p> <p>3 地方公共団体における情報の収集・伝達</p> <p>具体的かつ適切な災害応急対策に資するため、迅速かつ的確に情報を収集・伝達するとともに、通信連絡を確保するため通信施設の保全を図り、関係機関との密接な連絡体制を整備するよう指導する。</p> <p>その際、安否情報の効率的な収集・提供のため、安否情報システム等の活用を促進</p>	<p>第II部 消防庁における防災に関しとるべき措置</p> <p>第1編 基本対策編</p> <p>第4章 災害応急対策</p> <p>第2節 災害情報等の収集・伝達</p> <p>3 地方公共団体における情報の収集・伝達の促進</p> <p>具体的かつ適切な災害応急対策に資するため、迅速かつ的確に情報を収集・伝達するとともに、通信連絡を確保するため通信施設の保全を図り、関係機関との密接な連絡体制を整備するよう必要に応じ助言等を行う。</p> <p>その際、安否情報の効率的な収集・提供</p>



区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
	<p>する。</p> <p><b>第4編 地域防災計画の作成の基準（基本対策編）</b></p> <p><b>第6章 災害予防</b></p> <p><b>第7節 情報の収集・伝達体制の整備</b></p> <p><b>1 情報連絡網の整備</b>  災害時に迅速かつ的確な情報の収集・伝達を行うための次の情報連絡網について定めること。</p> <p>(1) 国、都道府県、市町村相互間の連絡網  (2) 地方公共団体間の広域的な連絡網  (3) 都道府県と関係機関間の連絡網  (4) 市町村と地域住民間の連絡網  (5) 市町村と関係機関間の連絡網</p> <p><b>2 情報の収集・伝達体制の整備</b>  上記の連絡網を休日、夜間を含め常時機能させるため、要員の配置等体制の整備について定めること。</p> <p><b>3 通信手段の確保</b>  通信ルートの多重化、バックアップ機能の確保、映像やヘリコプターの活用等情報</p>	<p>のため、安否情報システム等の活用を促進する。</p> <p><b>(1) 都道府県における情報の収集・伝達体制の整備</b>  災害時において、消防庁等国の機関や市町村その他防災関係機関等との間で、休日、夜間を含め常時迅速かつ的確な情報の収集・伝達が確保されるよう、必要な体制の整備、職員への周知徹底等に関して助言等を行う。</p> <p>また、被災市町村が被災状況の報告ができない場合の対応について、必要に応じ助言等を行う。</p> <p><b>(2) 市町村における情報の収集・伝達体制の整備</b>  災害時において、都道府県や地域住民、消防庁等との間で、休日、夜間を含め常時迅速かつ的確な情報の収集・伝達が確保されるよう、必要な体制の整備、職員への周知徹底等に関して助言等を行う。</p> <p>(平成24年2月及び11月修正)</p> <p><b>第Ⅲ部 地方公共団体における地域防災計画の作成の基準</b></p> <p><b>第1編 基本対策編</b></p> <p><b>第6章 災害予防</b></p> <p><b>第7節 情報の収集・伝達体制の整備</b></p> <p><b>1 情報連絡網の整備</b>  (同左)</p> <p><b>2 情報の収集・伝達体制の整備</b>  (同左)</p> <p><b>3 通信手段の確保</b>  住民の避難等の情報伝達に主眼を置くとともに、通信ルートの多重化、バックアッ</p>

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
	<p>収集手段の多様化等に配慮し、通信手段の確保及び各種通信機器に習熟するための方策について定めること。</p> <p><b>1 情報の収集・伝達体制</b> 災害時における国、都道府県、市町村その他関係機関間の情報の収集・伝達及び住民等との間の情報の収集・伝達における各防災関係機関の役割について定めること。</p> <p><b>2 情報の収集・伝達</b> 情報の種類に応じ、収集・伝達の基準、情報の内容、収集・伝達系統及び伝達手段を定めること。この場合、休日・夜間、特に緊急を要する場合及び連絡が通じない場合等の対応や、安否情報システム等各種システムの活用も勘案して定めること。 また、災害の発生直後においては、消防機関への119番通報の殺到状況、被災地の映像情報その他被害規模を推定するための概括的情報の収集・伝達について特に留意するよう定めること。</p> <p><b>5 通信手段の確保</b> 国、都道府県、市町村その他防災関係機関間の情報収集・伝達及び住民等との間の情報の収集伝達に活用できる通信手段とその活用方法等について定めるとともに、これらが被災した場合の応急復旧、代替手段の確保について定めること。</p> <p><b>6 通信統制の実施</b> 通信施設の使用制限、発信の承認、発着信専用通信施設の指定等災害時の通信統制について定めること。</p>	<p>ブ機能の確保、映像やヘリコプターの活用等情報収集手段の多様化等に配慮し、通信手段の確保及び各種通信機器に習熟するための方策について定めるとともに<u>これが被災した場合の応急復旧、代替手段の確保について定めること。</u>(平成24年2月修正)</p> <p><b>第7章 災害応急対策</b> <b>第2節 災害情報等の収集・伝達</b> <b>1 情報の収集・伝達体制</b> (同左)</p> <p><b>2 情報の収集・伝達</b> 情報の種類に応じ、収集・伝達の基準、情報の内容、収集・伝達系統及び伝達手段を定めること。この場合、休日・夜間、特に緊急を要する場合及び連絡が通じない場合等の対応や、安否情報システム等各種システムの活用も勘案して定めること。 また、災害の発生直後においては、消防機関への119番通報の殺到状況、被災地の映像情報その他被害規模を推定するための概括的情報の収集・伝達について特に留意するよう定めること。 <u>都道府県においては、被災市町村が被災状況の報告ができない場合を想定し、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めること。</u> (平成24年11月修正)</p> <p><b>5 通信手段の確保</b> (同左)</p> <p><b>6 通信統制の実施</b> (同左)</p>

(注) 1 防災基本計画等に基づき当省が作成した。なお、防災基本計画については、「東日本大震災前」は平成20年2月に修

正された同計画、「東日本大震災後」は23年12月及び24年9月に修正された同計画を基に、「地震災害対策編」の記載によった。また、内閣府防災業務計画の「東日本大震災前」は平成21年9月に修正された同計画、「東日本大震災後」は25年10月に修正された同計画の記載によった。消防庁防災業務計画の「東日本大震災前」は平成21年3月に修正された同計画、「東日本大震災後」は24年2月及び同年11月に修正された同計画の記載によった。

2 下線は、東日本大震災後の修正箇所を示す。

図表2－(1)－ア－② 東日本大震災における情報収集・連絡体制に関する教訓

区 分	内 容
防災対策推進検討会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災した市町村において、通信の途絶のみならず、首長や職員の被災、庁舎の被災により、被害の把握や被害状況の報告・発信などが行えない状況が多く発生した。政府は、現場の実情がきちんと把握できない状況下で、一部の市町村の機能が失われていることすら当初は把握できなかった。</li> <li>○ 災害発生時、国及び地方公共団体は、ボランティアや民間組織からの情報の有効活用も含め、情報・資料の収集、分析、集約、活用のための組織体制、連携体制の整備を進める必要がある。特に、積極的に情報を取りに行く体制の整備は重要である。</li> </ul>
岩 手 県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東日本大震災においては、発災直後、大規模停電、非常用電源の浸水、通信設備の損壊・流失などにより情報通信機能が不全となり、沿岸市町村等との通信が途絶し、被害状況、救助要請、支援物資要請等の情報収集が困難になった。 このため、課題として、①切れにくい通信回線又は切断時の迅速な復旧手段の確保、②防災拠点の通信設備の被災・流失対策、③衛星通信設備の保管対策・浸水対策、④災害時における通信システムの確保、⑤単一の通信手段に依存しない、重層的な情報収集体制の確立、⑥災害時優先電話の確保、⑦非常時の通信手段についての使用訓練等、⑧非常用電源及び発電機用備蓄燃料の確保が挙げられる。</li> <li>○ 市町村そのものが機能しなくなった場合の支援体制が整っていない。 このため、市町村庁舎等が被災し、市町村からの被災状況の報告、市町村としての意思決定、他市町村・都道府県への応援要請等が行えない状況に陥った場合には、県が主体的に支援することが課題である。</li> </ul>
宮 城 県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県は、被災地方公共団体の情報収集・連絡調整について、震災前から、地域防災計画及び「被災市町村への災害支援のための職員派遣に関する要領」（平成16年4月1日施行、22年4月1日最終改正）により、震度6弱以上を観測した市町村に対して、当該市町村管内に位置する地方公所に勤務する職員2人を派遣し、被害情報等を定期的に災害対策本部及び同本部の地方支部に報告させることとしていた。しかし、今回の震災では、沿岸部の地方振興事務所も被災し、派遣職員が利用可能な通信手段もなかったため、派遣職員からの情報提供が困難であった。</li> <li>○ 今回の震災では、甚大な被害を受けた市町ほど、通信手段が途絶えるなどして、県庁での情報の収集が困難となった。対策グループなどは、こうした情報空白地域に対して、本部に情報が入らなくとも、情報を待つことなく、救援物資の配送計画等を迅速に立案していた。 今後の大規模災害時には、情報グループの人員を増員する際、各地方に詳しい者を選定し、現地からの収集情報が不足する中でも、より適切な現地状況の推測などができる体制とすることが好ましい。また、多くの市町が同時に被災する事態においては、地方別に主担当者を定めることで、各地方からの情報収集等についての責任の明確化が図られる。 また、災害対策本部の地方支部や地域部からは、多くの被災市町へ連絡要員が派遣され、情報収集などに当たっていた。ただし、連絡要員に対して、どのような情報を収集すべきかなどの指示が明示されていない事例もあった。 今後は、地方支部や地域部から市町村へ派遣される連絡要員に対し、共通した報告様式の提示や、情報収集活動の重点事項などを時期ごとに周知することにより、県として、</li> </ul>

区 分	内 容
	<p>より効果的な情報収集活動が行えるものと期待される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 登米地域部では、衛星携帯電話が配備されていたものの、事前に訓練で利用したことがなかったことから、受信状況の良い場所を発見するまでに時間を要した。        今後は、衛星携帯電話などの非常用通信機器については、非常用電源の確保、操作手引書の作成、操作訓練の実施などが求められる。</li> <li>○ 地方支部で、被災市町への防災行政無線の電話が繋がらない場合があった。大河原地方支部では、管内の全2市7町との通信が途絶した。こうした事例には、電話（防災行政無線）の回線を、地上系から衛星系に切り替えればつながった可能性もある。        今後は、電話回線を防災行政無線衛星系へ切り替える方法を記載したマニュアルを本庁にて作成し、関係機関に配布するとともに、防災訓練などで試用しておくことが重要である。</li> </ul>
福 島 県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福島県内における通信途絶等により、県内市町村における被害状況（救助活動、物資供給等の必要の有無を含む。）等に関する情報収集、国の機関又は他の都道府県等に対する救助・支援物資の供給等に関する要請を迅速に行うための連絡体制に支障が生じた。</li> </ul>
岩 手 県 宮 古 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 複数の通信手段・連絡手段の確保が必要である。</li> <li>○ 長期間の一般回線の輻輳・ライフライン停止を想定した通信手段の確保が不十分である（衛星携帯電話等代替手段を配置していなかった。）。        ○ 通信途絶を前提とした自律的に活動できる体制・マニュアル等の整備が必要である。</li> <li>○ 長期間の停電等、通信手段の途絶を想定した被災現場における情報収集方策の検討及び庁舎等における電源確保が不十分であった。</li> </ul>
岩 手 県 陸 前 高 田 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発災直後、市役所庁舎が津波で屋上まで浸水した。庁舎に備えていた衛星携帯電話は全て流出し、防災行政無線も通信不能となった。当初の外部との連絡は、消防無線で行った。また、平成23年3月14日からは、岩手県から貸与を受けた衛星携帯電話で行った。        今後は、今回のような津波災害でも対応できるような通信手段の確保が必要である。</li> </ul>
宮 城 県 気 仙 沼 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 震災前、市は衛星携帯電話を整備しておらず、県が整備した地域衛星通信ネットワークにより通信を行い、震災発生後の平成23年3月14日にNTTドコモなどから衛星携帯電話を借り受けるなどしたが、外部との連絡は困難を極めた。</li> <li>○ 市は、震災時、市の災害対策本部と宮城県がどちらも混乱していたため連絡・調整がうまくいかず、定期的な訓練を実施する必要性を痛感した。</li> </ul>
宮 城 県 岩 沼 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害対策本部で衛星携帯電話を3台（可搬型2台、車載型1台）保有しており、関係機関との連絡手段として重宝した。なお、衛星携帯電話については、携帯会社ごとの通信の精度を見極めつつ、平成25年度中に機種の変更を予定している。</li> </ul>
宮 城 県 東 松 島 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発災直後の外部との通信手段は衛星携帯電話1台のみであり、外部との連絡に苦労した。</li> </ul>
福 島 県 い わ き 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発災後、通信の輻輳、停電による交換局及び基地局の機能停止等により、固定電話、携帯電話等はつながりにくい状況となった。このため、災害対策本部と災害対策地区本部（支所等13か所に設置）、避難所、行政区長、民生委員等との間で連絡が取れない状態となり、情報の収集、伝達等に支障が生じた。</li> </ul>

(注) 1 「防災対策推進検討会議」の教訓は、防災対策推進検討会議資料に基づき当省が作成した。

2 地方公共団体の教訓は、当省の被災地調査の結果による。

図表 2 - (1) - ア - ③ 防災対策推進検討会議最終報告（平成 24 年 7 月 31 日）（情報収集・連絡体制関係抜粋）

<p>第 3 章 今後重点的に取り組むべき事項～防災政策の基本原則を踏まえて～</p> <p>第 1 節 災害から生命を守り、被災者の暮らしを支え・再生する取組</p> <p>(1) 災害から生命を守るための初動対応</p> <p>(略)</p> <p>② 情報の収集・伝達</p> <p>○ <u>市町村が被害状況の報告ができなくなった場合、都道府県が自ら情報収集のため必要な措置を講ずべきこと等についての災害対策基本法の改正を受け、どこの所属の職員が被災市町村に赴き、どのような内容の情報をどのような手段で収集し、いかに都道府県に伝達するかなどの確実な情報収集要領を、事前に具体的に定めるべきである。</u></p> <p>第 2 節 災害発生時対応に向けた備えの強化</p> <p>(1) 災害即応体制の充実・強化</p> <p>(略)</p> <p>⑤ 情報の収集・伝達のための体制・基盤の整備</p> <p>○ <u>災害時においても確実な情報収集と伝達を行うため、災害対応を行う各主体は、通信ルートの二重化、通信手段の多様化・高度化（例えば衛星携帯電話や防災行政無線、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）等）、通信設備の非常用電源の確保等、通信方法の確保・整備を進めるべきである。</u></p>
---

（注）下線は当省が付した。

図表 2 - (1) - ア - ④ 「災害対策基本法の一部を改正する法律の運用について」（平成 24 年 6 月 27 日付け府政防第 725 号、消防災第 235 号内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）、消防庁国民保護・防災部防災課長連名通知）（情報収集要領関係抜粋）

<p>災害対策基本法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 41 号。以下「改正法」という。）の内容については、「災害対策基本法の一部を改正する法律について」（平成 24 年 6 月 27 日付府政防第 724 号・消防災第 234 号）により通知したところですが、下記に、改正法の趣旨及びその適正な運用に当たっての留意点を示しますので、執務上の参考とされるとともに、貴都道府県内の市町村に対しても周知いただきますようお願いいたします。併せて、必要となる条例の改正又は地域防災計画の見直しなどを速やかに進められるようお願いいたします。</p> <p>なお、下記中の条文番号は特に断りがない限り、改正法による改正後の災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）のものです。また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>2 災害発生時における積極的な情報の収集・伝達・共有の強化</p> <p>(3) 市町村が災害の状況等を報告できなくなったときの都道府県による情報収集（法第 53 条第 6 項関係）</p> <p>① 法第 53 条第 6 項は、東日本大震災において、市町村の庁舎等が被災し、災害発生当初、市町村の行政機能が著しく低下し、被災状況の把握や同条第 1 項に定める報告ができない事態が生じたことを踏まえ、市町村の防災に関する事務等を助け、補完する立場にある都道府県が情報の収集に意を用いることを規定したものである。なお、本項の「報告ができなくなったとき」については、当該市町村を管轄する都道府県が個々の災害の状況に照らして判断するものである。</p> <p>② 同項の「特に意を用いる」とは、このような都道府県の立場で災害に関する情報を可能な限り集めるよう工夫を凝らすことに留意することであり、具体的には市町村からの報告を待つことなく都道府県自らが主体的に情報を収集するために被災地に職員を派遣したり、ヘリコプター等の機材や各種通信手段を効果的に活用したりするなど、あらゆる手段を尽くして情報収集を行うことをいうものである。</p>
--

図表 2 - (1) - ア - ⑤ 実地調査した 29 都道府県における情報収集要領の策定状況

(単位：都道府県、%)

区 分	策定済み	策定中	未策定	計
都道府県	9 (31.0)	3 (10.3)	17 (58.6)	29 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( ) 内の構成比については、小数点第 2 位を四捨五入しているため合計が 100 にならない。

図表 2 - (1) - ア - ⑥ 情報収集要領を策定していない 17 都道府県における、その主な理由

類 型	内 容
今後予定している地域防災計画の修正等に併せて検討するため等	○ 情報収集要領については、県地域防災計画の修正において新たに規定する予定であるため。
	○ 今後、地域防災計画の修正において、情報収集要領を作成する旨の内容を記載した上で策定予定であるため。
	○ 情報収集要領については、国や他県の状況等を勘案しつつ、今後作成を検討することとしているため。
	○ 南海地震応急対策活動要領において、市町村庁舎などが被災し、市町村機能が著しく低下していると判断される場合は、市町村からの要請を待つことなく、職員の派遣を行うものとする旨規定しているが、実際に職員を派遣して情報収集を行う支部の体制については、今後検討予定であるため。
	○ 今後、作成予定の災害対策本部総合調整室マニュアルにおいて、情報収集に関する内容を規定する予定であるため。
市町村が機能を喪失する事態を想定していないため	○ 大きな津波被害は予想されておらず、これまでは市役所・町村役場の機能が全て喪失するような事態を想定していなかったため。
	○ 県が地震発生時に想定される具体的な被害状況等を取りまとめた調査報告書（平成 24 年 3 月）において、県内の全ての市町村庁舎が被災を受けた場合でも、これらの庁舎の代替施設まで含め、中枢機能に重大な影響を及ぼすことが想定されていないため。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (1) - ア - ⑦ 実地調査した 29 都道府県における情報収集要領の策定に関する国への主な意見・要望

類 型	内 容
情報収集要領の策定に係るマニュアル、ひな型、ガイドライン等の提示	○ 情報収集要領の作成に当たっては、いかに効率的に業務を進めていくかが重要となるため、情報収集要領の作成に係るマニュアル等を示してほしい。
	○ 情報収集要領の策定に当たって、モデルとなる要領を作成し、提示してほしい。
	○ 情報収集要領の策定に当たって、国のガイドラインを示してほしい。
	○ 既に情報収集要領を策定しているが、情報伝達に係る取組が実効性のあるものなのか、本当に機能するかを検証したいと考えており、国としての基本的な考え方、ひな型を示してほしい。
情報収集要領に係る統一様式、基準の提示	○ 国や地方公共団体、関係機関等が同じ情報を共有することが重要であり、各都道府県が別々に要領や基準、様式等を定めても意味がないのではないかと。国レベルで、省庁間も含め、統一した様式や基準等で情報収集が行えるような仕組みを構築すべきである。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (1) - ア - ⑧ 都道府県において策定されている情報収集要領の例

区 分	内 容						
事例 1	<p>○市町村情報連絡員実施要綱 (趣旨)</p> <p>第 1 条 地震発生時における市町村の被害情報(特に初期情報)の県への報告を支援するため、市町村情報連絡員(以下「情報連絡員」という。)の実施要綱を定める。</p> <p>(役割)</p> <p>第 2 条 <u>情報連絡員は、主に地震発生時の初動時において、市町村へ入ってくる被害情報の収集及び、県への報告にあたることを役割とする。よって、市町村に対して新たに資料作成を求めることは行わない。</u></p> <p>2 情報連絡員の主な役割は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 初動時における市町村の状況把握(市町村災害対策本部の設置状況、市町村職員の参集状況等)</p> <p>(2) 被害状況等の情報収集</p> <p>(3) 現地災害対策本部又は支部との連絡調整</p> <p>(4) 支援内容の調整</p> <p>(参集基準)</p> <p>第 3 条 情報連絡員は、次の場合において、あらかじめ指定された市町村庁舎に速やかに参集するものとする。</p> <p>(1) 勤務時間外において、県内に震度 6 弱以上の地震が発生した場合(動員指令の有無に関わらない)</p> <p>(2) 勤務時間外において、「東海地震予知情報」が発表され、動員指令があった場合</p> <p>2 情報連絡員の活動期間は、発災後 48 時間を目途とする。なお、帰還の指示については、現地災害対策本部長又は支部長が災害対策本部統括部と協議の上、帰還の指示を出すものとする。</p> <p>(情報連絡員の構成及び指定)</p> <p>第 4 条 情報連絡員の構成及び指定については、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">構成</th> <th style="text-align: center;">指定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">主任連絡員 1 人</td> <td>知事が、市町村庁舎の近隣に居住する職員を中心にあらかじめ指定する。ただし、一般事務職の役付職員(副課長級以下に限る)とし、原則住所地の移転等特別な事由がない限り指定の変更はしないものとする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">連絡員 2 人</td> <td>毎年度、現地災害対策本部長又は支部長が、原則管内の地域機関の職員のうちから、市町村庁舎の近隣に居住する職員を中心にあらかじめ指定する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(情報連絡員の窓口)</p> <p>第 5 条 情報連絡員の窓口は次のとおりとする。</p> <p>(1) 県の窓口 現地災害対策本部又は支部</p> <p>(2) 市町村の受入窓口 市町村災害対策本部事務局担当課</p> <p>(連絡系統)</p> <p>第 6 条 情報連絡員は、入手した情報を現地災害対策本部又は支部(現地災害対策本部又は支部と連絡が取れない場合は、災害対策本部統括部)に伝達するものとする。</p> <p>なお、現行ルールでの災害情報連絡体制を変えるものではなく、<u>主に災害発生時における初期情報連絡の補完を役割とする。</u></p> <p>(通信手段)</p> <p>第 7 条 現地災害対策本部又は支部との連絡調整には、市町村の防災行政無線、電話、ファック</p>	構成	指定	主任連絡員 1 人	知事が、市町村庁舎の近隣に居住する職員を中心にあらかじめ指定する。ただし、一般事務職の役付職員(副課長級以下に限る)とし、原則住所地の移転等特別な事由がない限り指定の変更はしないものとする。	連絡員 2 人	毎年度、現地災害対策本部長又は支部長が、原則管内の地域機関の職員のうちから、市町村庁舎の近隣に居住する職員を中心にあらかじめ指定する。
構成	指定						
主任連絡員 1 人	知事が、市町村庁舎の近隣に居住する職員を中心にあらかじめ指定する。ただし、一般事務職の役付職員(副課長級以下に限る)とし、原則住所地の移転等特別な事由がない限り指定の変更はしないものとする。						
連絡員 2 人	毎年度、現地災害対策本部長又は支部長が、原則管内の地域機関の職員のうちから、市町村庁舎の近隣に居住する職員を中心にあらかじめ指定する。						

区 分	内 容
	<p><u>ス等を使用する。</u> (服装・装備品)</p> <p>第8条 ○○県職員であることを明らかにするため、○○県腕章を着用する。</p> <p>2 装備品は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市町村管内図</p> <p>(2) 筆記用具</p> <p>(3) 現地災害対策本部又は支部への報告様式</p> <p>(4) 食料</p> <p>(応援)</p> <p>第9条 主任連絡員は、業務の遂行に当たり要員が不足する場合は、必要な人数、業務内容を現地災害対策本部長又は支部長に要請する。要請を受けた現地災害対策本部長又は支部長は、必要に応じ、応援要員を派遣するものとする。</p> <p>2 主任連絡員は、業務の遂行に当たり必要な装備品等が生じた場合は、現地災害対策本部長又は支部長に要請する。</p> <p>(その他)</p> <p>第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。</p>
事例2	<p>○市町情報収集連絡員設置要領</p> <p>1 目的</p> <p>県内において大規模災害が発生した場合に、<u>県の職員を「市町情報収集連絡員（以下「連絡員」という。）</u>」として、災害対策支部（以下「対策支部」という。）から大規模災害が発生している各市町災害対策本部に派遣することにより、<u>県の確かな災害応急対策の実施に必要な情報について、迅速に収集する体制を整備し、ひいては大規模災害時における県民の安心・安全に寄与することを目的とする。</u></p> <p>2 根拠</p> <p>○○県災害対策運営要領 第4 「災害応急対策」 5 「職員の被災市町への派遣」</p> <p>3 連絡員の派遣開始時期</p> <p>県において災害対策本部（以下「対策本部」という。）設置後、自衛隊・緊急消防援助隊等への支援要請等が必要となる、または必要と見込まれるとき</p> <p>4 <u>連絡員の派遣場所</u></p> <p>大規模災害が発生し、自衛隊・緊急消防援助隊等への支援要請等が必要となる、または必要と見込まれる<u>市町災害対策本部</u></p> <p>5 連絡員の業務内容</p> <p>連絡員は、対策本部との連絡手段の確保を行った上で、次の業務を行うこととする。</p> <p>(1) 各市町の気象状況、被害状況、市町体制の状況等の対策本部への報告</p> <p>(2) 対策本部の指示による情報収集と報告</p> <p>(3) 必要に応じ、市町災害対策本部に対する支援・補助等</p> <p>6 連絡員の派遣手続等</p> <p>対策本部事務局長（以下「事務局長」という。）において連絡員の派遣を決定した後、当該決定通知を受けた各対策支部長は支部内の職員を次のとおり派遣することとする。</p> <p>(1) 各対策支部長は、市町ごとに、支部内の関係班長に指示し、関係班から職員を派遣する。</p> <p>(2) 連絡員の派遣に際しては、二次災害の防止について十分に考慮するものとする。</p> <p>(3) 各対策支部の関係班長は、勤務時間外においても連絡員の派遣ができるよう、事前に連絡体制を整備しておくこととする。</p> <p>7 派遣期間等</p> <p>連絡員の派遣期間は概ね派遣開始後3日間程度とし、連絡員の勤務形態については、事務局長と各対策支部長において協議し、決定するものとする。</p>



区 分	内 容		
事例 3	○災害時等における市町村への職員派遣による情報収集等について（抜粋）		
	2 派遣時の対応		
	対応項目	留意事項	装備品等
現 着 直 後	《通信手段の確保》 ① 「現着の旨」及び「派遣職員の連絡先」について、地方事務所及び危機管理部に連絡（携帯電話の番号及び派遣職員名）	○ 交替する場合においても可能な限り同一の連絡手段（携帯電話等）を確保する。 ○ 連絡を受けた地方事務所・危機管理部は必要な関係部署と連絡先を共有する。	
	《市町村に説明》 ① <u>防災担当課</u> に来訪の旨説明（県とのパイプ役として情報収集・報告を担う旨など）	○ <u>情報収集等防災対応を行っている部署を確認し、基本的にはその部署において情報収集を行う。</u> ○ <u>本部員会議、本部会議等が開催される場合には、情報共有したい旨を担当者に確認し、情報収集（会議資料の入手等）を行う。</u> ○ 本部員会議で入手した資料については、 <u>市町村に機器をお借りするなどして、地方事務所・危機管理部にFAXまたはメールで送信する。</u>	名札、名刺など
情 報 収 集	《情報収集・報告》 ◎ 必須収集項目 主に次の項目について情報収集・報告を行う。 ① 『人的及び住家の被害』（人的被害・・・死者、行方不明者、負傷者など、住家被害・・・全半壊、浸水状況など） ② 『避難準備情報、避難勧告・指示等避難状況』（発令日時、地区名、世帯数、人員など） ○ その他の収集項目 地域防災計画に定められているその他の報告事項についても、本部員会議・本部会議で報告のあった事項や甚大な被害に係る事項は、併せて報告するものとする。	○ <u>基本的には市町村が調査、収集した情報を把握し、地方事務所（状況によっては直接危機管理部）に報告（伝達）するものとする。</u> ○ 情報収集の項目については、各被害報告の様式（様式第2号関係）等を参照して情報収集を行うこと。 ○ 「避難準備情報、避難勧告、避難指示」項目については、市町村で行った直ぐに地方事務所・危機管理部へ連絡するとともに、随時地方事務所・危機管理部から現況などについて照会が入るので、随時確認をすること。	地域防災計画（該当箇所）など

(注) 1 当省の調査結果による。

2 下線は当省が付した。

図表 2 - (1) - ア - ⑨ 実地調査した 29 都道府県及び 168 市町における情報収集・連絡に係る通信機材等の整備状況

(単位：都道府県、市町、%)

区 分	通信設備等機材			機動的な情報収集のための機材	
	防災行政無線	災害時優先電話	衛星携帯電話	ヘリコプターテレビシステム	高所監視カメラ等固定カメラ
都道府県 (29)	29 ( 100)	29 ( 100)	26 (89.7)	26 (89.7)	21 (72.4)
市 町 (168)	157 (93.5)	155 (92.3)	119 (70.8)	12 ( 7.1)	73 (43.5)

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (1) - ア - ⑩ 大規模災害の発災時に通信が途絶した場合を想定し、携帯電話事業者と衛星携帯電話の貸与等についての協定を締結している例

地方公共団体名	内 容
愛 媛 県	<p>○ 県は、平成 25 年 1 月 1 日現在、本庁舎、地方局庁舎を含めて衛星携帯電話を 23 台配備している。また、県内市町が配備する衛星携帯電話台数及び番号等は、年数回開催される防災対策協議会の場で確認及び周知している。</p> <p>このような中、県は、東日本大震災時、通信事業者各社が、通信途絶した被災地の地方公共団体や避難所等に対して衛星携帯電話等の貸出しなどを行い、被害状況の情報収集・連絡に大いに寄与したとの報道を契機に、東南海・南海地震等の大規模災害等発生時に携帯電話事業者等から衛星携帯電話の貸与等について円滑な支援を受けられるよう、平成 24 年 7 月 26 日、4 携帯電話事業者等と「大規模災害等の被災地との通信確保に関する協定」をそれぞれ締結している。</p> <p>当該協定では、携帯電話事業者等は、衛星携帯電話及び携帯電話の貸与のほか、①県災害対策本部等への職員の派遣、②県が応急対応のため必要とする通信手段の確保に係る優先的な対応、③移動基地局車や移動電源車等の災害対策機器の投入の措置を講ずることとしている。</p> <p>県では、今後、総合防災訓練等を通じて携帯電話事業者等との連携の強化を図るとともに、より効果的で実践的な訓練となるよう、被害想定や訓練対象とするシーンの設定が課題としている。また、当該協定に基づき、希望（要請）する台数の衛星携帯電話等が提供されるのは、おおむね発災から 2～3 日後になるものと想定していることから、発災時の初動対応のため、県や市町災害対策本部等にあらかじめ一定数の衛星携帯電話等の配備が必要としている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (1) - ア - ⑪ 他機関のヘリコプターテレビシステムからの映像情報の共有等により、情報収集体制の整備を効果的に実施している例

地方公共団体名	内 容
大 阪 府 東大阪府	<p>○ 大阪市と同市以外の府内全市町村は、昭和 45 年 10 月に、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づく「航空消防応援協定」を締結し、大阪市消防局が保有する消防ヘリコプター（2 機）の共同運航を行っている。なお、共同運航に係る運営費は、運営主体の大阪市が運営費の 2 分の 1 を負担し、大阪市以外の市町村が残りの 2 分の 1 を人口規模に応じて負担している。また、府は、大阪市及び堺市を除く市町村に対し、各負担分の 2 分の 1 に相当する額を補助している。</p> <p>各市町村では、ヘリコプターテレビシステムによる映像（以下「ヘリテレ映像」という。）</p>

地方公共 団体名	内 容
	<p>の受信装置やヘリコプターに装備された可搬型機器により、ヘリテレ映像を見ることが可能となっている。</p> <p>○ また、東大阪市では、「航空消防応援協定」に基づく大阪市消防局ヘリコプターの装備機器を利用したヘリテレ映像の入手に加えて、平成 25 年 2 月に国土交通省近畿地方整備局と「災害時等の応援に関する申し合わせ」（以下「申し合わせ」という。）を締結しており、近畿地方整備局が運行管理しているヘリコプターからのヘリテレ映像の提供を受けることが可能となっている。</p> <p>「申し合わせ」に基づく同市に対する近畿地方整備局の応援内容は、下記のとおりであり、ヘリテレ映像を受信する機器の貸与及び当該機器の操作人員の派遣のみならず、近畿地方整備局が保有する資機材、人員及び災害対策に係るノウハウ等を活用した応援・支援を実施できる内容となっている。</p> <p>① 情報の収集及び提供（災害対策現地情報連絡員派遣を含む。）  ② 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊を含む。）  ③ 災害に係る専門家の派遣  ④ 近畿地方整備局が保有する車両、災害対策用機械等の貸付け  ⑤ 近畿地方整備局が保有する通信機器等の貸付け及び操作員の派遣  ⑥ 通行規制等の措置  ⑦ その他必要な事項</p> <p>なお、同市は、「申し合わせ」を締結していなくても、災害時に近畿地方整備局の応援・支援を得ることはできるが、近畿地方整備局からの支援体制を事前に具体化しておくことにより、実際の発災時における支援の円滑化・迅速化が期待できるとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (1) - ア - ⑫ 実地調査した 29 都道府県及び 168 市町における通信訓練の実施状況

(単位：都道府県、市町、%)

年 度		平成 22	平成 23	平成 24
機器操作の習熟訓練	都道府県 (29)	25 (86.2)	25 (86.2)	28 (96.6)
	市 町 (168)	99 (58.9)	108 (64.3)	122 (72.6)
通信輻輳・途絶等を想定した訓練	都道府県 (29)	22 (75.9)	21 (72.4)	25 (86.2)
	市 町 (168)	60 (35.7)	63 (37.5)	78 (46.4)
情報収集・連絡に係る通信訓練・ 図上訓練	都道府県 (29)	22 (75.9)	25 (86.2)	26 (89.7)
	市 町 (168)	98 (58.3)	100 (59.5)	123 (73.2)

(注) 当省の調査結果による。